

競争参加資格

本件工事（山佐発電所 土木設備設置（鋼構造物）工事）の競争参加資格は、下記のとおりとする。なお、本件工事は、以下の適用対象工事とする。

- ・総合評価方式（簡易型）
- ・島根県建設工事低入札価格調査制度

記

平成29・30年度島根県建設業有資格者名簿に登載され、かつ、以下の「工事種別」を希望していること。また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

工事種別	機械設備工事	総合点数	鋼構造物工事の客観点数
建設工事の種類	鋼構造物工事		700点以上の者
許可業種	鋼構造物工事業	許可区分	指定なし
営業所所在地	問わない。		
工事実績等	<p>ア) 次の工事において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、工事を完成及び引き渡し完了（以下「完了」という。）した実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者：国（公団とその後継会社、公社を含む）、都道府県（公社含む）、市町村（企業団を含む）又は電気事業法上の発電事業者 ・工事の入札参加資格区分：機械設備工事 ・実績の内容：1契約で税込み最終金額が5千万円以上 ・国（公団とその後継会社、公社を含む）、都道府県（公社含む）、市町村（企業団を含む）又は電気事業法上の発電事業者の実績は、平成14年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。 <p>※ただし、島根県内の市町村の実績は、別表に該当し、平成14年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。</p> <p>※工事が、島根県総務部、農林水産部、土木部及び企業局の発注した工事（以下「島根県土木部等発注工事」という）に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものは対象としない。</p> <p>※経常JVにあつては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。</p> <p>別表</p>		

市町村名	対象となる契約時期・旧町名等
松江市	平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市
	平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市
	旧松江市(平成14年11月5日以降の契約に限る)
	旧宍道町(平成15年6月1日以降の契約に限る)
出雲市	平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市
	平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市
	旧出雲市(平成11年11月1日以降の契約に限る)
	旧平田市(平成15年6月1日以降の契約に限る)
	旧斐川町(平成20年10月1日以降の契約に限る)
雲南市	平成18年1月1日以降の契約に限る
大田市	平成19年4月1日以降の契約に限る
益田市	平成19年4月1日以降の契約に限る
隠岐の島町	平成19年4月1日以降の契約に限る
安来市	平成20年1月1日以降の契約に限る
浜田市	平成21年4月1日以降の契約に限る
江津市	平成23年4月1日以降の契約に限る

※監督・検査・成績評定要領がすべて制定された市町村。

- イ) 島根県土木部等発注工事のうち、平成28年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合、その全工事の工事成績評定点の平均点が70点未満でないこと。
- ウ) 島根県土木部等発注工事のうち、平成28年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績はないが、平成27年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合は、その全工事の工事成績評定点の平均点が70点未満でないこと。
- ※上記イ、ウについて、
- ・工事成績評定通知書(写)など確認資料の添付は不要とする。
 - ・工事が1件の場合には、この工事成績評定点により判断する。
 - ・元請又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(出資比率20%以上)として契約した工事を対象とする。
- エ) 平成28年度及び平成29年度の入札公告前日までに完了した島根県土木部等発注工事又は平成28年度に完了した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事成績評定点が70点以上であること。

配置技術者

- 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者(以下「配置技術者」という。)を本件工事に専任で配置できること。
- なお、本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行った者に該当する場合は、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。
- ア) 配置技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士(土木)、技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)又は技術士(総合技術監理部門:鋼構造及びコンクリート)とし、以下エに該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術者とする。
- イ) 専任で配置する配置技術者は、本件工事の競争参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)の提出日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。
- ウ) 資格確認資料を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者(3人を限度とする。)を記入して提出することができることとし、複数の

候補者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。

なお、落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はないものとする。

エ) 資格確認資料提出時に配置技術者が他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が「指定日」（本件工事の落札決定後概ね 30 日後の日を別途指定する。）以前である場合、現場専任の配置技術者として申請できるものとする。

また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。

※他工事に従事中の技術者等とは専任・非専任を問わず、コリンズ登録されているか又は他工事の発注者に配置を届け出ている技術者等をいう。

オ) 配置技術者の専任配置が必要な現場着手時期（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始される時期）は、別途定める「現場着手日」以降を予定している。

水圧鉄管製作後に現地着手し、かつ、資格確認資料提出時に他工事に従事中の非専任の主任技術者、専門技術者又は担当技術者であって、他工事の契約上の工期の終期が現場着手日以前である場合には、上記エに拘わらず、現場専任の配置技術者として申請できるものとする。

カ) （水圧鉄管を工場製作し、かつ、工場と現場で別々の技術者を配置する場合の取扱い）工場製作のみ行われる期間と現場施工期間を区分できる場合には、当該期間で別々の者を配置技術者として申請することができる。このうち工場製作のみが行われる期間については、現場施工を担当する配置技術者（以下「現場配置技術者」という。）の配置を要しない。

また、水圧鉄管製作後に現地着手し、かつ、資格確認資料提出時に他工事に従事中の技術者等であって、他工事の契約上の工期の終期が現場着手日以前である場合には、上記オに関わらず、現場専任の配置技術者として申請できるものとする。

工場製作を担当する配置技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、当該工事に専任であることを要しない。

キ) 上記エオカで、他工事の契約上の工期の終期が指定日又は現場着手日の翌日以降の場合、指定日又は現場着手日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。他工事に従事中とは、コリンズ登録されているか又は他工事の発注者に配置を届け出ている場合をいう。

	<p>ク) 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。</p> <p>他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。</p> <p>ケ) 落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。</p> <p>なお、落札後において、配置技術者の専任配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p>
<p>低入札価格調査対象工事における配置技術者の増員</p>	<p>本件工事の落札者が、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成16年9月13日土総第754号。以下「低入札要領」という。）第16条第4号又は第5号に該当する者である場合は、配置技術者のほか同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任（本件工事の現場代理人との兼務は認めない。）で配置すること。</p> <p>なお、増員する技術者は引き続き3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。</p>
<p>その他</p>	<p>ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ) 島根県における県税の滞納がない者であること。</p> <p>ウ) 入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていないこと。</p> <p>エ) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>○資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）親会社と子会社の関係にある場合。</p> <p>（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</p> <p>○人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。</p> <p>（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。</p> <p>その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> <p>同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。</p>

	<p>オ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</p>
--	--